

## 岡山県公報

発行  
岡山県

目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

## 【告示】

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

建築指導課

監理課

県民生活交通課

〃

〃

〃

〃

障害福祉課

〃

指導監査室

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

○ 建設業の営業の停止命令

◎岡山県告示第四百十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

A w e s o m e ! !

2 所在地

英田郡西栗倉村影石三三七―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人じゅく

2 主たる事務所の所在地

英田郡西栗倉村影石八九五

三 指定年月日

平成三十年六月一日

四 事業所番号

三三五三七〇〇〇一〇

五 事業の種別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

コロン コロン

2 所在地

総社市駅前二丁目一五番一八号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人TMY

2 主たる事務所の所在地

総社市駅前二丁目一五番一八号

3 指定年月日

平成三十年六月一日

4 事業所番号

三三五〇八〇〇〇七八

5 事業の種別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アダージョ

2 所在地

倉敷市東富井八〇三ー九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人アダージョ

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区田中一四五ー一〇一

三 指定年月日

平成三十年六月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇七〇九

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま笠岡事業所

2 所在地

笠岡市美の浜二六番地二九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

トラスティ株式会社

2 主たる事務所の所在地

岡山市南区宗津三八五―二

三 指定年月日

平成三十年六月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇〇五八

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があつた。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アダージョ

2 所在地

倉敷市東富井八〇三―九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ドリスピ

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区田中一四五―一〇一

三 廃止年月日

平成三十年五月三十一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇五七六

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

| 名 称              | 所 在 地         | 指定年月日   |
|------------------|---------------|---------|
| 医療法人MMC前谷内科クリニック | 井原市西江原町666-1  | H30.5.1 |
| またの内科・循環器科クリニック  | 津山市新職人町18-1   | H30.6.1 |
| きたぞの薬局河辺店        | 津山市河辺769-1    | H30.6.1 |
| マスカット薬局徳浪店       | 備前市徳浪2835-9   | H30.6.1 |
| みむら歯科            | 苫田郡鏡野町沖60-5   | H30.6.1 |
| こころ診療所           | 総社市中央6-15-108 | H30.7.1 |

◎岡山県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

| 名 称          | 所 在 地          | 変更事項 | 変 更 前        | 変 更 後        | 変更年月日     |
|--------------|----------------|------|--------------|--------------|-----------|
| フアーマシイ薬局西大島  | 笠岡市西大島新田669    | 名称   | フアーマシイ西大島薬局  | フアーマシイ薬局西大島  | H30. 6. 1 |
| フアーマシイ薬局せと   | 笠岡市横島1944-1    | 名称   | フアーマシイせと薬局   | フアーマシイ薬局せと   | H30. 6. 1 |
| フアーマシイ薬局よりしま | 浅口市寄島町7543-10  | 名称   | フアーマシイよりしま薬局 | フアーマシイ薬局よりしま | H30. 6. 1 |
| フアーマシイ薬局やかかげ | 小田郡矢掛町矢掛2685-1 | 名称   | フアーマシイやかかげ薬局 | フアーマシイ薬局やかかげ | H30. 6. 1 |

◎岡山県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年七月二十四日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原 木 隆 太

| 名 称            | 所 在 地        | 廃止年月日      |
|----------------|--------------|------------|
| 前谷内科クリニック      | 井原市西江原町666-1 | H30. 4. 30 |
| またの内科循環器科クリニック | 津山市新職人町18    | H30. 5. 31 |

◎岡山県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

| 種 類     | 名 称        | 主たる事務所の所在地         | 事業所の名称      | 事業所の所在地          | 変更事項   | 変 更 前       | 変 更 後       | 変更年月日    |
|---------|------------|--------------------|-------------|------------------|--------|-------------|-------------|----------|
| 居宅介護事業者 | りつりん薬品株式会社 | 香川県高松市鹿角町271-1     | くるみ薬局       | 瀬戸内市邑久町山田庄212-11 | 名称     | 栗林薬品株式会社    | りつりん薬品株式会社  | H30.5.16 |
| 介護予防事業者 | りつりん薬品株式会社 | 香川県高松市鹿角町271-1     | くるみ薬局       | 瀬戸内市邑久町山田庄212-11 | 名称     | 栗林薬品株式会社    | りつりん薬品株式会社  | H30.5.16 |
| 居宅介護事業者 | 株式会社フナーマシイ | 広島県福山市沖野上町四丁目23-27 | フナーマシイ薬局西大島 | 笠岡市西大島新田669      | 事業所の名称 | フナーマシイ西大島薬局 | フナーマシイ薬局西大島 | H30.6.1  |
| 介護予防事業者 | 株式会社フナーマシイ | 広島県福山市沖野上町四丁目23-27 | フナーマシイ薬局西大島 | 笠岡市西大島新田669      | 事業所の名称 | フナーマシイ西大島薬局 | フナーマシイ薬局西大島 | H30.6.1  |
| 居宅介護事業者 | 株式会社フナーマシイ | 広島県福山市沖野上町四丁目23-27 | フナーマシイ薬局せと  | 笠岡市横島1944-1      | 事業所の名称 | フナーマシイせと薬局  | フナーマシイ薬局せと  | H30.6.1  |
| 介護予防事業者 | 株式会社フナーマシイ | 広島県福山市沖野上町四丁目23-27 | フナーマシイ薬局せと  | 笠岡市横島1944-1      | 事業所の名称 | フナーマシイせと薬局  | フナーマシイ薬局せと  | H30.6.1  |
| 居宅介護事業者 | 株式会社フナーマシイ | 広島県福山市沖野上町四丁目23-27 | フナーマシイ薬局たかや | 井原市高屋町247-1      | 事業所の名称 | フナーマシイたかや薬局 | フナーマシイ薬局たかや | H30.6.1  |
| 介護予防事業者 | 株式会社フナーマシイ | 広島県福山市沖野上町四丁目23-27 | フナーマシイ薬局たかや | 井原市高屋町247-1      | 事業所の名称 | フナーマシイたかや薬局 | フナーマシイ薬局たかや | H30.6.1  |

|         |                |                        |                    |                |        |                  |                    |         |
|---------|----------------|------------------------|--------------------|----------------|--------|------------------|--------------------|---------|
| 居宅介護事業者 | 株式会社フナー<br>マシイ | 広島県福山市沖野上町<br>四丁目23-27 | フナーマシイ薬局井原<br>セントレ | 井原市井原町543-9    | 事業所の名称 | フナーマシイ井原セントレ薬局   | フナーマシイ薬局井原<br>セントレ | H30.6.1 |
| 介護予防事業者 | 株式会社フナー<br>マシイ | 広島県福山市沖野上町<br>四丁目23-27 | フナーマシイ薬局井原<br>セントレ | 井原市井原町543-9    | 事業所の名称 | フナーマシイ井原セントレ薬局   | フナーマシイ薬局井原<br>セントレ | H30.6.1 |
| 居宅介護事業者 | 株式会社フナー<br>マシイ | 広島県福山市沖野上町<br>四丁目23-27 | フナーマシイ薬局より<br>しま   | 浅口市寄島町7543-10  | 事業所の名称 | フナーマシイよりしま<br>薬局 | フナーマシイ薬局より<br>しま   | H30.6.1 |
| 介護予防事業者 | 株式会社フナー<br>マシイ | 広島県福山市沖野上町<br>四丁目23-27 | フナーマシイ薬局より<br>しま   | 浅口市寄島町7543-10  | 事業所の名称 | フナーマシイよりしま<br>薬局 | フナーマシイ薬局より<br>しま   | H30.6.1 |
| 居宅介護事業者 | 株式会社フナー<br>マシイ | 広島県福山市沖野上町<br>四丁目23-27 | フナーマシイ薬局やか<br>げ    | 小田郡矢掛町矢掛2685-1 | 事業所の名称 | フナーマシイやかげ薬<br>局  | フナーマシイ薬局やか<br>げ    | H30.6.1 |
| 介護予防事業者 | 株式会社フナー<br>マシイ | 広島県福山市沖野上町<br>四丁目23-27 | フナーマシイ薬局やか<br>げ    | 小田郡矢掛町矢掛2685-1 | 事業所の名称 | フナーマシイやかげ薬<br>局  | フナーマシイ薬局やか<br>げ    | H30.6.1 |

◎岡山県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 施術所を開設していない施術者

| 氏 名   | 住 所                      | 指定年月日      |
|-------|--------------------------|------------|
| 芳賀 史紀 | 津山市東一宮55-4 ゴールドハビネスA101号 | H30. 5. 17 |

2 施術所を開設している施術者

| 氏 名   | 施術所の名称    | 施術所の所在地                 | 指定年月日     |
|-------|-----------|-------------------------|-----------|
| 赤澤 成仁 | 赤澤はり・きゅう院 | 総社市井手1230-1 シャイニングヒル202 | H30. 5. 1 |

〔三六一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年七月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かも・かけはし

三 代表者の氏名

石原 聰子

四 主たる事務所の所在地

津山市加茂町小中原一四三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、援助を必要とする障害者やその家族に対して、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした支援を行い、全ての人々が健康で文化的な暮らしが出来る地域社会づくりと、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三六二〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成三十年七月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 有限会社坂上建設

所在地 津山市国分寺一二四―一

代表者の氏名 坂上 正興

許可番号 岡山県知事許可（般―二七）第二一九〇五号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 期間

平成三十年八月七日から同月九日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社坂上建設の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二（焼却禁止）の規定に違反し、平成二十九年十二月二十五日に津山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、平成三十年一月十一日に確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

〔三六三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字下菅元一二二一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一七二一エスポワール真壁B棟二〇一号

森下 宏樹

森下さゆり

三 許可番号

岡山県指令建指第四四号

〔三六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇三―五、四〇四―六、中央六丁目二五―一三八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一―五八―一グリーンハイツA棟一〇一号

山本 大輔

三 許可番号

岡山県指令建指第四八号